

特277

433

特277-433



•76W10372

木

堂式

短形種蒔



始





機堂式

經新種法



東京 大興社 藏版

● 式機堂
新東短期續勝法

本機堂式短期續勝法は市場の花形たる新東短期戦に於て社友諸考の大勝に資すべく特に機堂先生が苦心創見されし大法則にして其因つて来る所頗る深遠なりと雖も實行の容易にして然も的中率の高き事從來殆んど其比を見ず。洵に相場界稀に見るの靈法なり。
乞ふ、速かに此の法則に據つて百戰百捷の成果を收められん事を！

本法は日々の新東株東京短期半日足（半日足の最線描き方を御存じなき御方は別紙附屬説明書御一覽を乞ふ）に於て次項に記載せる如き一定の法示現はれたる時、其翌朝又は次場の寄附を成行にて賣買遂行する物とす。
附言し、本法に用ふる最線は元來半日足のみなれども茲には單に説明の便宜上半日足と日足とを併用し以て讀者諸君の了解を容易ならしめ



リナ物販ハノモキナ印★社興大ニ所此

76W10372



たり。

(半日足と日足との関係及び本書中の用語説明は別紙に詳述す)

○ 法示 (九種) 一 格

先づ左に罫線を以て本法の法示全部を一括して掲げ、而して後足が個々に就て詳細説明を加えんとす。
本法の法示は九種 (買の法示四種 賣の法示五種) ありて一見複雑なるが如きも其内八種は賣と買との應用法が順逆の関係なるを以て結句五種類となる譯なり。

左圖の
符 号
○ 印は寄附
一 印は大引

八日 足
八半日 足

買の法示

(買)

第一法示



前日の日足

當日の日足

(買)

第二法示



前日の日足

當日の前場足

(買)

第三法示



前日の後場足

當日の日足

(買)

第四法示



前場、後場何れにても宜し
前場、後場何れにても宜し

賣の法示

(賣)

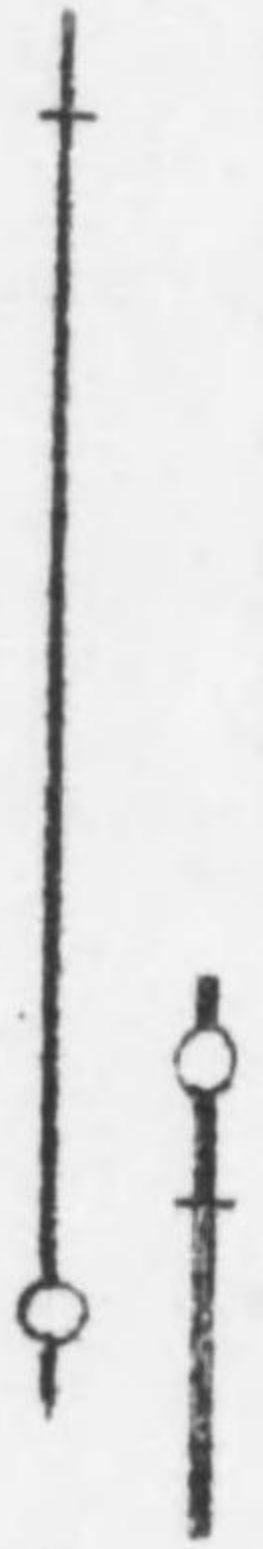
第一法示



前日の日足
當日の日足

(賣)

第二法示



前日の日足
當日の前場足

(賣)

第三法示



前日の後場足
當日の日足

(賣)

第四法示



前場、後場何れにても宜し
同じ

(賣)

第五法示



五頁

前日の日足
當日の日足

○各法示に就ての説明

〔各法示圖の符号は前項と全じ〕

買

(買) 第一法示



右圖に於て見らるゝが如く當日の前場寄附(ハ)が前日の日足の中味へ前日の日足の中味とは前日の前場寄附(イ)と前日の後場大引(ロ)との中間値中にして圖中イロに該當す(ハ)の高値(ロ)よりも上に寄附(イ)且つ當日の後場大引(ロ)が前日の日足の最安値(イ)よりも下に引けたる時は翌日の前場寄附(ホ)を成行にて買ふべし。

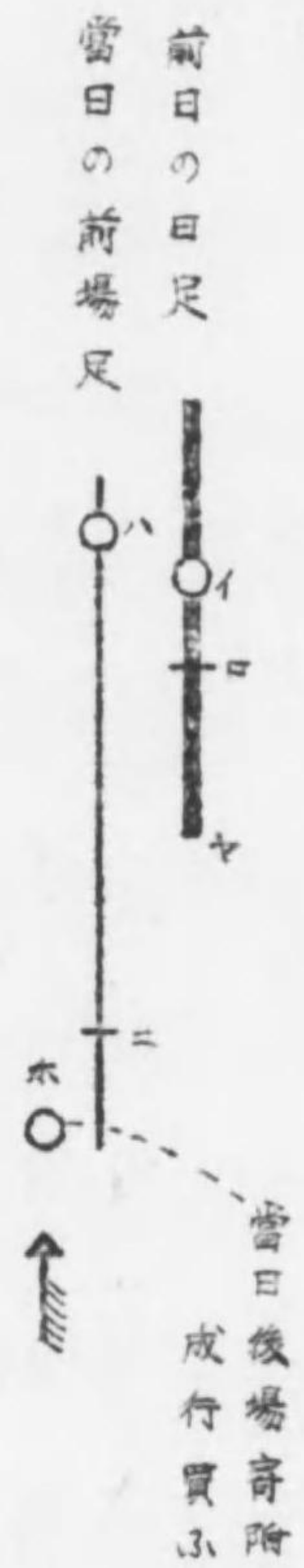
〔注意一〕 (ホ)の位置は成行なるが故に何所に在りても差支なし。

〔注意二〕 イロは陰引けなると陽引けなるとに何等關係なく、又寄附全値にても差支えなし。

〔注意三〕 (ハ)は前日足の中味イロより高値(ロ)よりも低令十錢でも必ず上には寄附く事、又(ロ)は(イ)よりも低令十錢でも必ず下なる事を要す。

〔注意四〕 両方共括し同値ならば不可なり。法示出現の位置 此事項は特に重要なれば別に第一九頁に於て詳細説明せり。

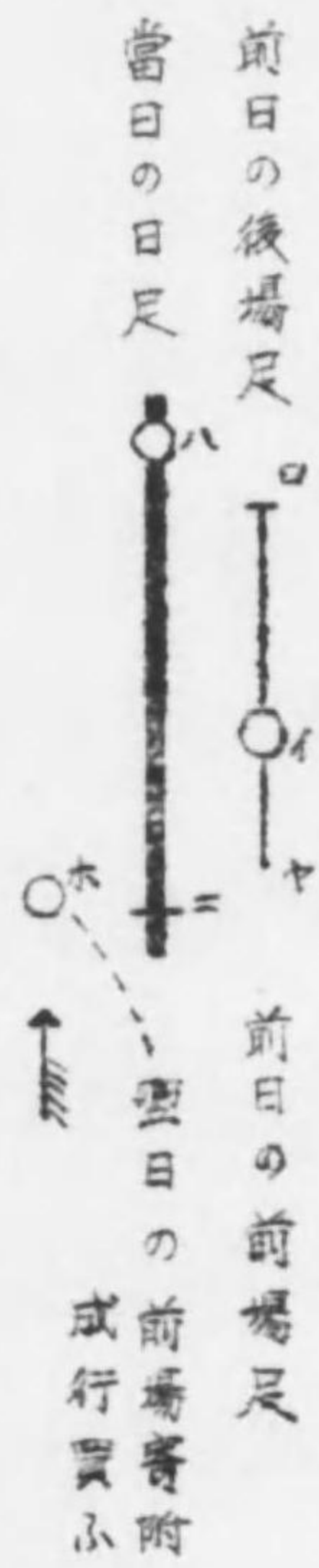
(買) 第二法示



右圖に示すが如く當日の前場寄附(イ)が前日の日足の中味(ロ)よりも上に寄附き而して當日の前場大引(ハ)が前日の日足の最安値(ヤ)よりも下に引けたる時、當日の後場寄附を成行にて買ふべし。(土地の遠近関係上後場寄附までに注文間に合はぬ人は後場大引を買ふも可なり)

「注意」 本法示に於て前項「(買)第一法示」の注意(一)、(二)、(三)、(四)を其終本法に適用す。

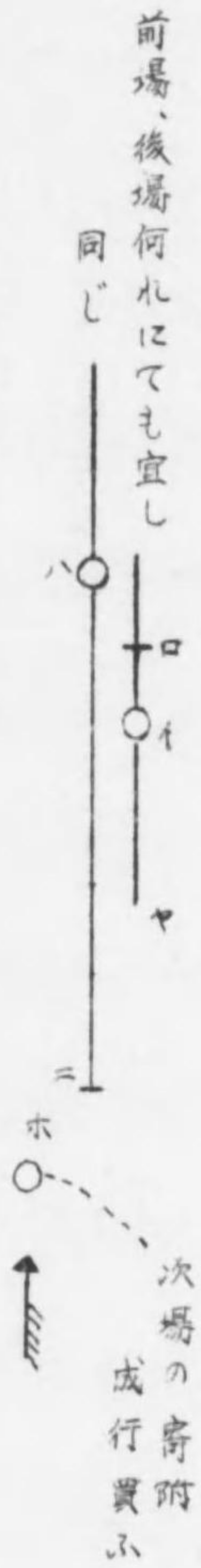
(買) 第三法示



當日の前場寄附(イ)が前日後場足の中味(後場足の中味とは後場寄附(ロ)と後場引(ハ)との中間値巾にして圖中(イ)口に該當す)よりも上に寄附き、且つ當日の後場大引(ハ)が前日後場足の最安値(ヤ)よりも下に引けたる時、翌日前場寄附を成行にて買ふべし。

「注意」 本法示に於ても「(買)第一法示」の注意(一)、(二)、(三)、(四)を其終適用す。

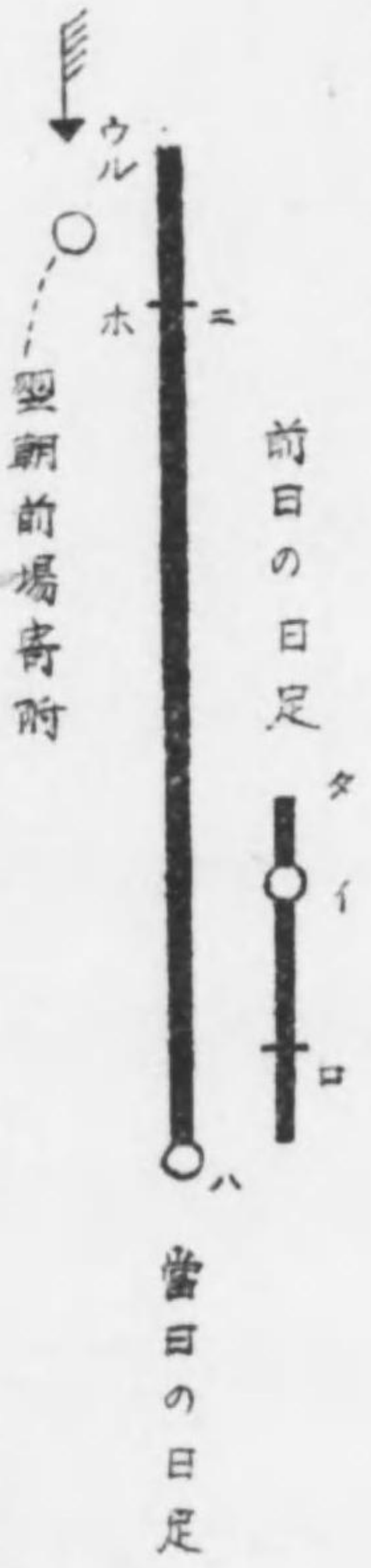
(買) 第四法示



右圖の如く半日足（但し前場、後場何れにても差支えなし）の寄附（イ）が其前の半日足の中味（ロ）よりも高く寄附（イ）にして其大引（ロ）が前の半日足の最安値（ホ）よりも下に引けたる時、其次の寄附（ホ）を成行にて買ふべし。
 「注意」 本法に於ても「買」第一法示の注意（一）、（二）、（三）、（四）を其儘適用す。

賣

(賣) 第一法示



(賣) 第一、第二、第三、第四法示は(買) 第一、第二、第三、第四法示を夫々逆に用ふれば可なり。

右圖に示すが如く當日の日足の寄附が前日の日足の中味（ロ）よりも下に寄附（イ）且つ當日の後場大引（イ）が前日の日足の最安値（ホ）よりも上に引けたる時、翌日前場寄附（ホ）を成行賣るべし。

「注意一」

「注意二」

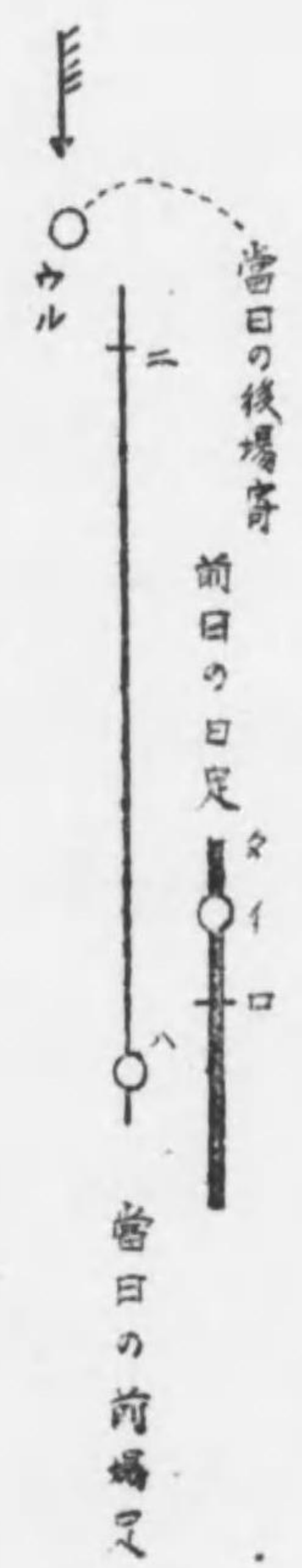
「注意三」

「注意四」

「注意五」

この位置は成行なるが故に何所に在りても差支なし。
 「注意一」イロは陰引けなると陽引けなるとに何等関係なく、又寄引全値にても差支えなし。
 「注意二」ハは前日足の中味イロの安値(四)よりも夜令十銭でも必ず下下に寄附く事、又(四)は(夕)よりも夜令十銭でも必ず上なる事を要す。両方共若し同値ならば不可なり。
 「注意三」法示出現の位置 此事項は特に重要なれば別に第一九頁に於て詳細説明せり。
 「注意四」此(賣)第一法示に於て(賣)第三法示も同様(特に左の如き例外ある事を忘るべからず。即ち相場連日續騰の際翌日の前場寄附(ハ)が當日の日足の最高値よりも上に寄附き且つ其半日足が陽引けなるときは(即ち大引(ハ)が(ハ)よりも高きときは(ハ)最の(ハ)の賣りを直ちに大引にて途轉買越すべし。尚此半日足は其前日足と縁切れなる事を要す。左圖を参照あれ。
 「注意五」

(賣) 第二法示



右圖に示すが如く當日の前場寄附(ハ)前日の日足の中味イロよりも下に寄附き、而して當日の前場大引(ハ)が前日の日足の最高値(夕)よりも上に引けたる時、當日

の後場寄附を成行にて賣るべし。

「注意」 本法示に於て前項「賣第一法示」の注意(一)、(二)、(三)、(四)を其終本
法に適用す。

及「賣第四法示」の五)

(賣) 第三法示

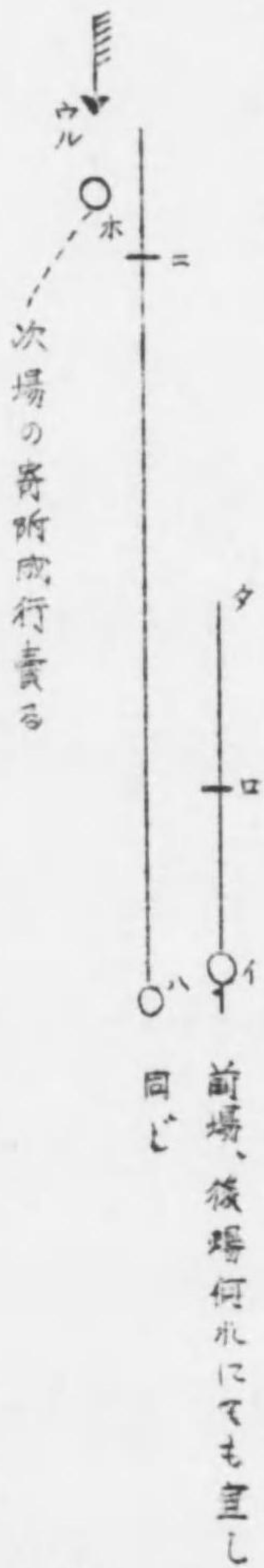


右圖に示すが如く當日の前場寄附(イ)が前日後場足の中味イロよりも下に寄附き
且つ當日の後場大引(ハ)が前日後場足の最高値(イ)よりも上に引けたる時、翌日前

場寄附を成行にて賣るべし

「注意」 本法示に於ても「賣第一法示」の注意(一)、(二)、(三)、(四)、(五)を其儘適用
す

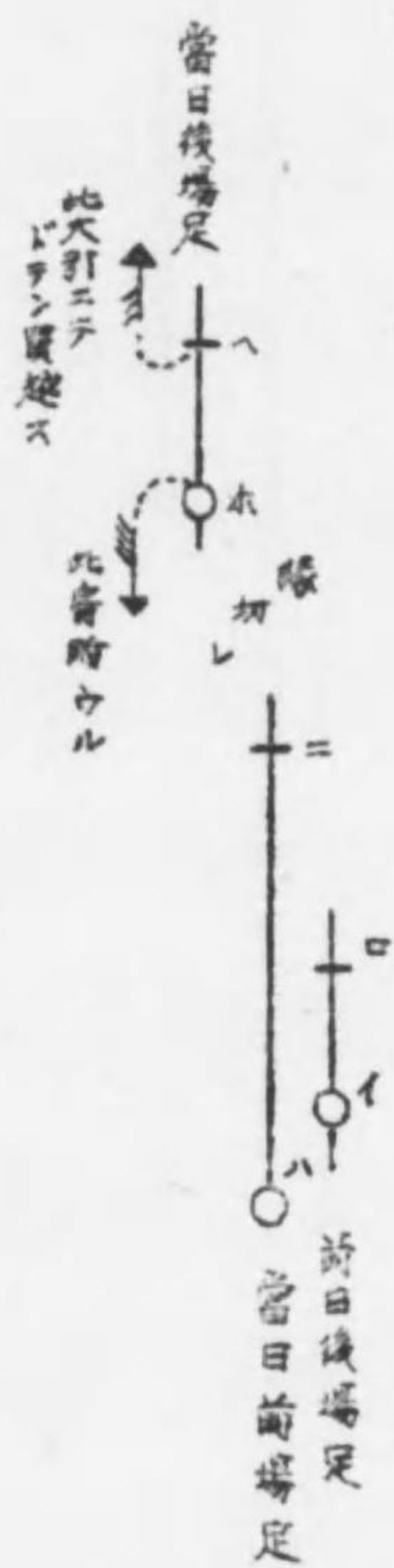
(賣) 第四法示



右圖の如く半日足(但し前場、後場何れにても差支えなし)の寄附(イ)が其前の
半日足の中味イロよりも安く寄附き而して其大引(ハ)が前の半日足の最高値(イ)よ
りも上に引けたる時、其次の寄附(ホ)を成行にて賣るべし。

「注意」
「注意」

本法示に於ても(壹)第一法示の注意(一)、(四)、(五)、(六)を其儘適用す。
此(壹)第四法示に於ても(壹)第二法示も同様(一)等に左の如き例外ある事を忘るべからず。
即ち相場連日續騰の際例えは



右圖の如く當日の後相場寄附(四)が同日前相場足の最高よりも上に寄附さるゝ其後相場足の太引が陽引けなるときは(即ち大引(四)が太よりも高きときは)一買の味(味)の賣りを直ちに大引にてドテン買越すべし。尚此後相場足は同前相場足と縁切れなる事を要す。
(因みに大正十五年度の相場にはマダ一度も此實例なし)

(賣) 第五法示



此線は法示出現前の相場
経路を示せる日足なり。

右第五法示は前記九種の法示中例外とも見做すべき物にして、賣の場合にのみ用ひられ其の出現は殆んど稀なり(一年を通じて漸く一度乃至二度位い、主として大相場の最後等に現はる)

即ち右圖に見らるゝが如く相場日々新高値を現はしつゝ、次第に昇騰し、最後に當日の日足ニホが前日の日足イ口を包みて上より下へ突破きたるときは其後の相場がニホの底値(ホ)より其巾の六割五分戻し(ハ)圖中X印の場所)あるを待ちて賣浴せるべし。(ハX印の場所を前以て指値し置く事)
本法示に於ては前日及當日の日足の中味には何等關係なく又寄引の位置に就ても別段六つおしき制限はなきも只當日の日足が前日の日足を先に上へ抜き而して後ち下へ抜く事を要す。ニホは常に陰引けとす。

以上本法の法示に就ては全部其説明を盡せりと雖も尚茲に法示出現の位置に關し絶對見逃すべからざる一重要事項あり。即ち本法の法示全部(但し賣)第五法示を除く)に亘り左の條件の具備を俟つて用めて之を有效となすものにして然らざるものは總て之を無効とす。

○法示の位置と其有效及無効

此所には簡單なる例圖を掲げしも諸彦は自ら左の記事中の符號と別紙半日足點線圖中の該符號とを彼此對照熟讀し以て實地に就て充分に其判別の方法を練習會得せられたし。

買の部

「イ」相場二日以上低落したる後其トシ底に於て買の法示現はれたるものは有効とす。別紙半日足點線圖中の(イ)に該當す。

買法示 有效

「い」相場二日以上上進したるのうち其頂上に於て買の法示現はれたるものは無効とす。別圖中に該當す。

二〇頁

買法示
無効

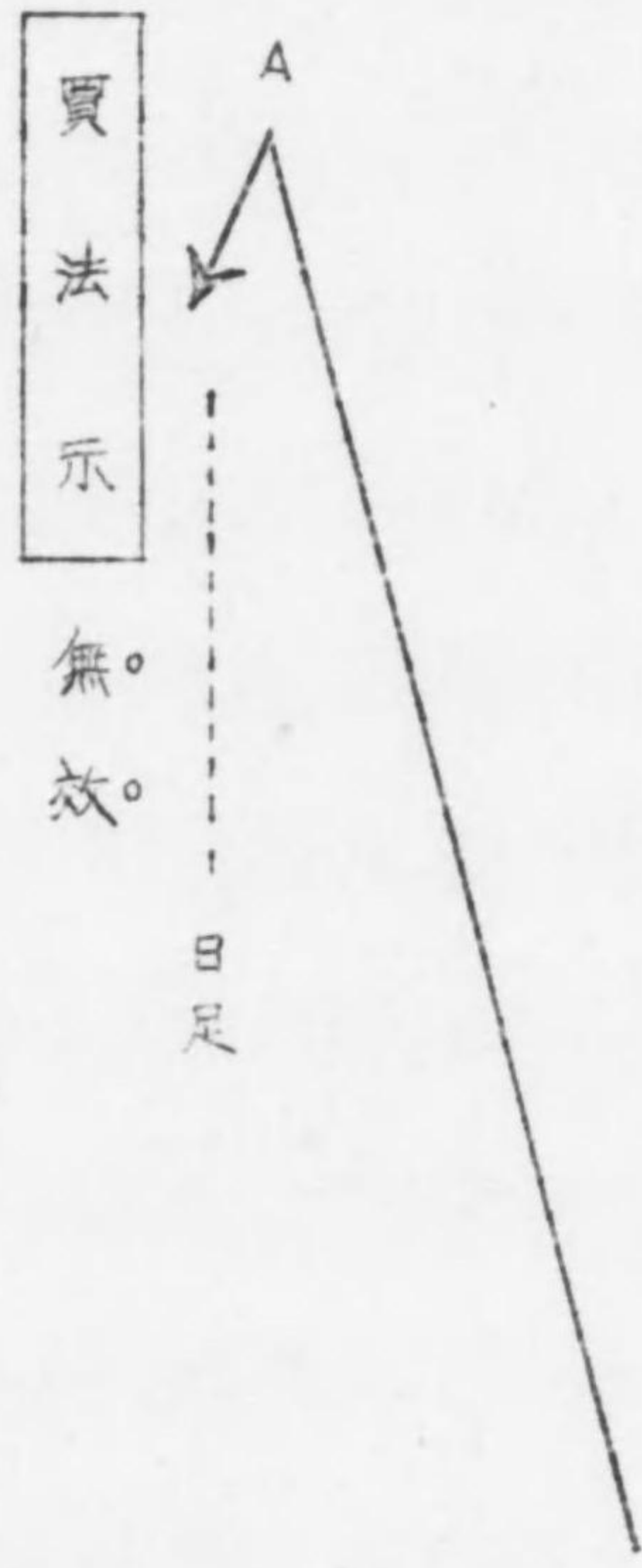
「ロ」相場二日以上上進後其頂上(A)より少しく下にて買の法示現はれたる時は該法示と頂上(A)との間に日足へ但し法示に關係なき日足なり、半日足に非ずしが一本以上存在せば有効とす。



「ろ」右の場合日足が一本も存在せざる時は無効とす。別圖中に該當す。

「二」又前記「ロ」の場合に若し法示自身の最高値が(A)よりも高き時は無効とす。(同時の時も無効とす)別圖中に「二」に該當す。

「ハ」は相場二日以上低落後其ドン底(B)より少しく上にて買の法示現はれたる時は該法示と底(B)との間に日足へ但し法示に關係なき日足なり、半日足に非ずしが一本も介在せずば有效とす。別圖中(ハ)に該當す。



「ハ」は右の場合日足が一本以上介在せば無効とす。別圖中(ハ)に該當す。
 「ハ」又右(ハ)の場合に若し法示自身の最安値が(B)よりも安き時は有効とす。同時の時も有効とす。別圖中(ハ)の二に該當す。



賣の部

ホ 相場二日以上上進したるのうち其頂上に於て賣の法示現はれたるものは有効とす。別圖中(ホ)に該當す。

〔其形式條件は買の場合の正及対とす〕

賣法示 有效

ハ 相場二日以上低落後其ドソ底に於て賣の法示現はれたるものは無効とす。別圖中(ハ)に該當す。

ロ 十日間以上一つの所に於て保合いたるのうち出現せし法示は賣買とも前記有效條件に適合せる場合と雖も最初一回だけは無効とし二度目の法示を有効とす。別圖中(ロ)に該當す。

買法示 有效

日足

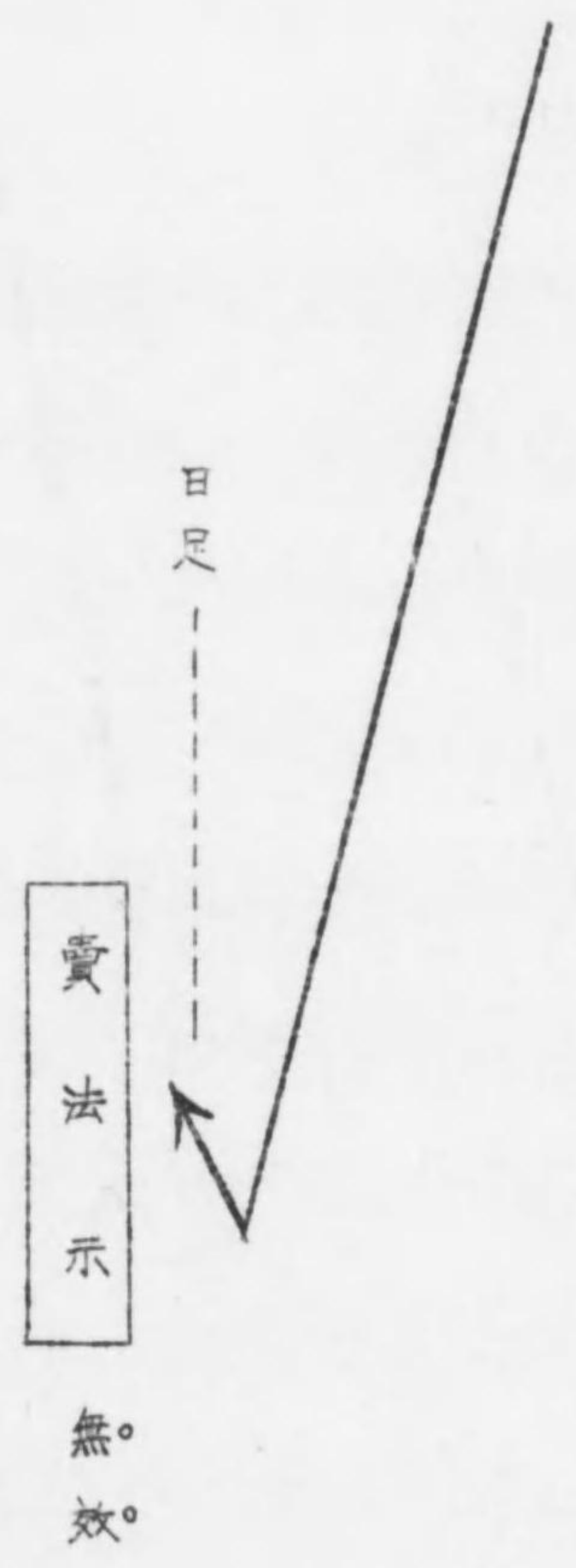
B

相場二日以上低落後
 其底(B)より少しく上
 にて賣の法示現はれ
 たる時は該法示と底(B)との
 間に日足(但し法示に關係
 なき日足なり、半日足に非
 ず)が一本以上介在せば有
 效とす。別圖中(ハ)に該當す。



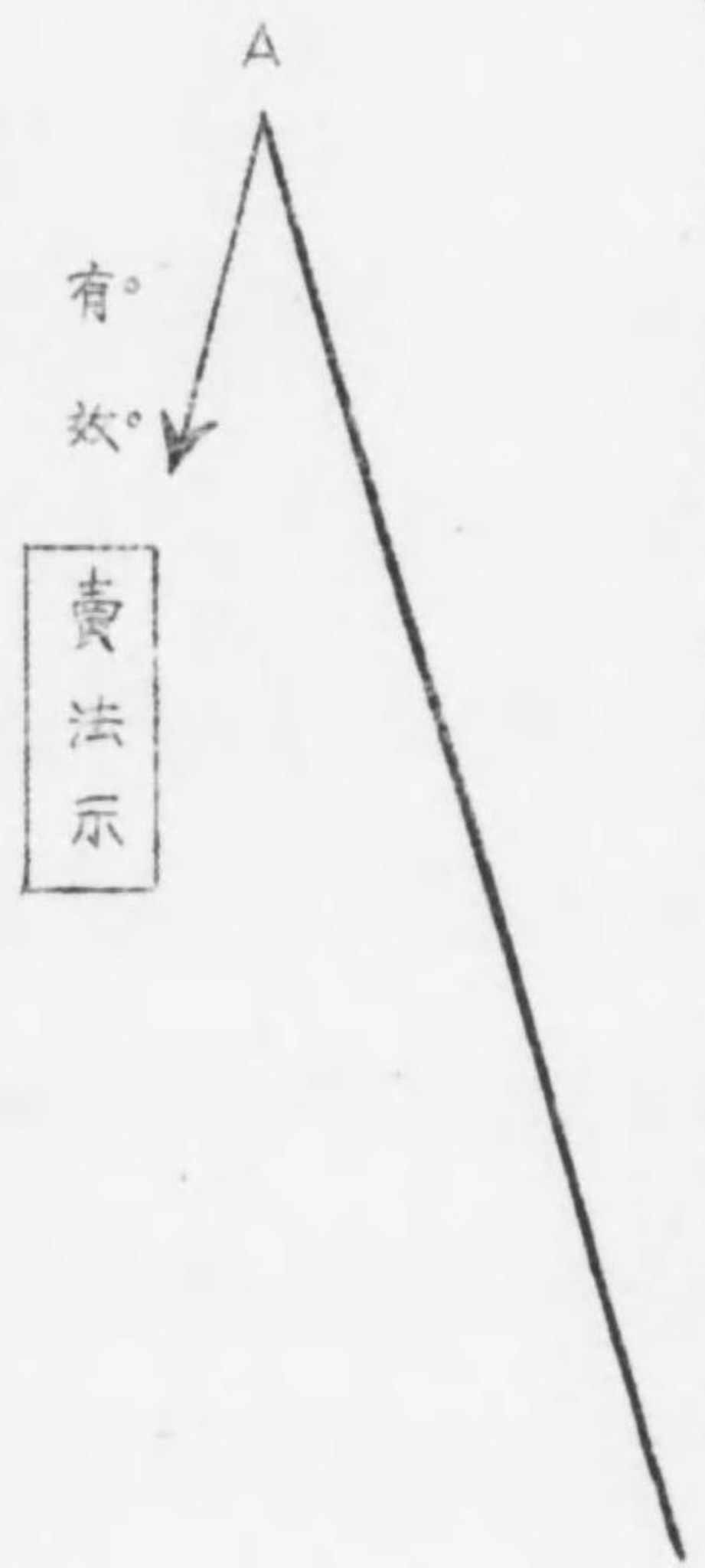
右の場合日足が一本も介在せざる時は無効とす。別圖中(ニ)に該當す。

又前記(ハ)の場合に若し法示自身の最安値が(A)よりも安き時は無効とす(同時の時も無効とす)。別圖中(ニ)に該當す。



「ト」 相場ニ日以上上進後其頂上(A)より少く下にて賣の法示現はれたる時は該法示と頂上(A)との間に日足が一本も介在せざる時は有効とす。

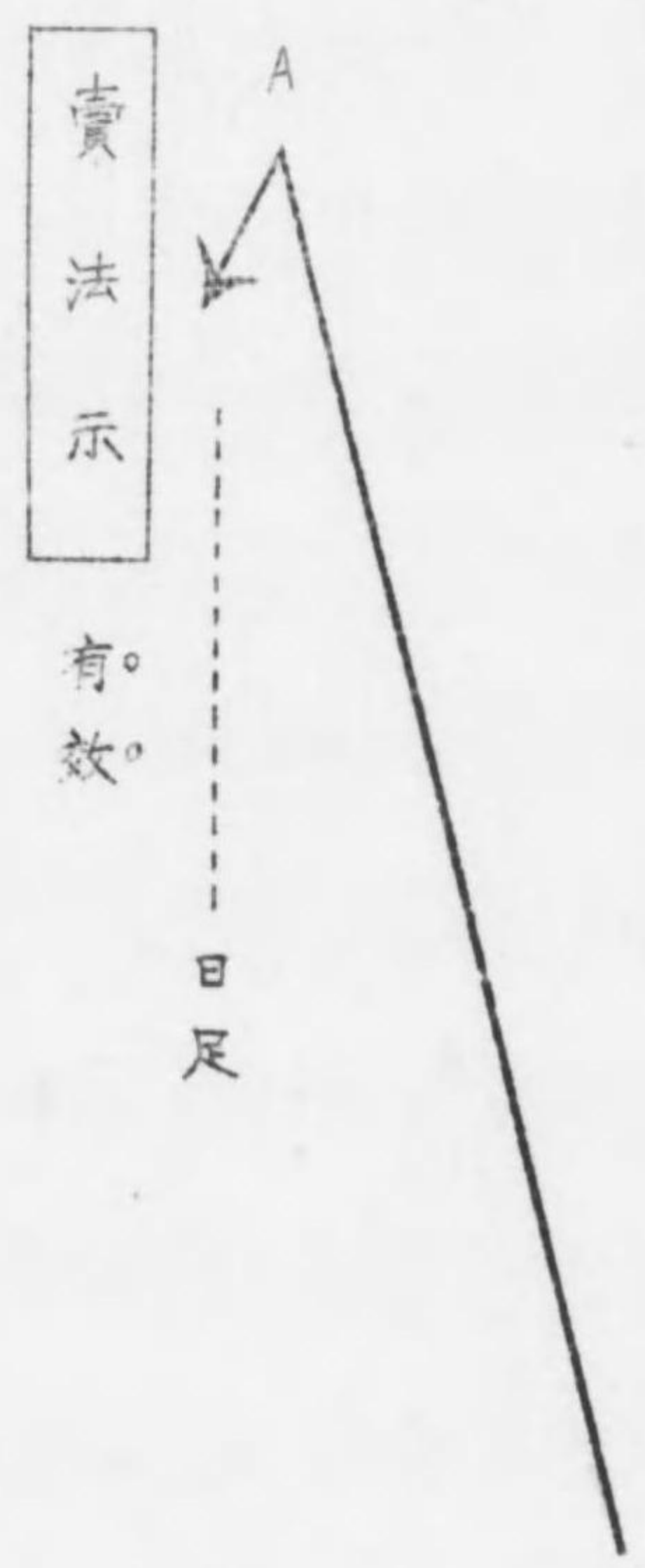
ニ八頁



「ト」 右の場合日足が一本以上介在せば無効とす。別圖中トに該當す。

「ト」 又右の場合に若し法示自身の高値が(A)よりも高き時は有効とす。

同時の時も有効とす。別圖中トのニに該當す。



法示の位置に関する説明は上述の如し。これが有効、無効の判別に就ては幾分複雑の感あるも少く精密に之を検せば其所に斯くの如き一定の共通せる形式ある事を容易に會得せらるゝなるべし。初心者は特に此点に就て誤認なき様深甚の注意を要す。

ニ九頁

○ 賣 買 實 行 方 法

例へば本日の取締上は「賣の有効法示」現はれたるものとせば早速次場の寄附を成行にて賣附け然後「買の有効法示」出現する迄いつ迄も此賣玉を維持すべし。而して後日「買の有効法示」現はれたる時早速其次場寄附にて途轉買越す事・同様にして其後再び「賣の有効法示」出現次第再び途轉賣越す事となる。斯くの如く何等人氣や材料に顧慮する事なく虚心坦懐只々法示の示すが儘に賣買實行すれば可なり。

▽ 追警並びにナンピン 一旦「買の有効法示」現はれたるのち續いて再び同じく「買の有効法示」現はる、事あり(賣も同様)。斯かる際には建玉を増すとも又従来の儘となすとも何れも随意とす。又利無せ追警(及途轉)の時には法示の有効、無効に就て嚴重に檢するの必要あるも損ナンピンの時に限り必ずしも然かするに及ばず増玉するも可なり。

(終 り)

大正十五年十月十日 印刷
 同 年 十月三十一日 發行
 同 年 十二月十七日 兩版發行
 昭和二年一月十五日 第三版發行



著 者 大興社 通信部
 發行者 東京市日本橋區本町三ノ三 正 木 得 三
 印刷者 同 正 所 木 得 三
 印刷所 同 大興社 印刷部

發行所

東京市日本橋區本町三ノ三
 振替口座東京八五〇六番

大 興 社

293
440

意 注

本書は内務省の公認にして著作権の取得あるものなれば絶対に他人の剽竊を許さず。若し本書に類似の著作を爲したるものは其印刷方法の如何を問はず著作権第三十七條に依り著作發行者及び販賣者は五十圓以上五百圓以下の罰金に處せらるべし。尙右規定の外民法第三編第五章の法文に基き此の不法行爲に依り生じたる一切の損害を賠償するの責任あるものとす。不法者に對しては本法の權威のために假令寫本と雖も斷乎たる處置に出づべし。不法者御發見御通告の方へは薄謝を呈す。

終